

大規模災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と、岡山県大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時におけるリハビリテーション支援活動について、次の条項により協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内で大規模な災害が発生した場合において、岡山県地域防災計画に基づき、避難所等においてリハビリテーション支援活動を行う必要が生じたときの乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 大規模災害時のリハビリテーション支援活動とは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の生活不活発等を防ぎ、支援対象者が早期に自立生活を再建できるようにするための、リハビリテーション医学の視点から行う専門職による組織的活動をいう。

2 前項の組織的活動とは、次に掲げるものをいう。

（1）支援活動に係る本部運営

（2）災害リハビリテーション支援チーム（以下「支援チーム」という。）の編成及び派遣

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げるときは、乙に対し支援チームの派遣を要請する。

1) 県内で大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたとき。

2) 前号の適用が終了した後も、引き続き、被災市町村から甲に対し支援チームの派遣要請があったとき。

（3）他の都道府県から災害救助法に基づく協力の要請があったとき。

2 前項の派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書により行う。ただし、緊急を要するときは、迅速な方法で要請し、文書の交付はその後に行うことができる。

（支援チームの派遣）

第4条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、速やかに支援チームを編成し派遣するものとする。

2 乙は、第2条の支援活動（以下「支援活動」という。）を行うに当たって、甲に対し、別に定める活動計画書を提出するものとする。

3 乙は、災害の規模及び状況を踏まえて、甲と協議の上、派遣規模を決定するとともに、必要に応じて大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（J R A T）に対し応援を求め、その受入れの調整を行うものとする。

(支援の内容)

第5条 支援チームは、次に掲げる支援活動を行う。

- (1) 支援対象者の判断及び情報収集
- (2) 支援対象者に対する生活不活発を防ぐための活動
- (3) 避難所、避難場所等の環境アセスメント
- (4) その他必要な支援

(指揮)

第6条 乙が派遣する支援チームに対する指揮は、乙の代表が行う。

(補償)

第7条 第3条の協力要請に基づき乙が派遣した支援チーム員が、支援活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例第〇号）」を準用し、甲がこれを補償する。この場合、同条例中同条例中「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十一条の規定による従事命令又は協力命令」とあるのは、「協定書第3条の協力要請」と読み替える。

2 前項にかかわらず、甲は、支援チームの活動中の事故等に対応するため、支援チーム員を対象とする損害保険に加入し、その保険料を負担する。

(費用弁償)

第8条 第3条の協力要請に基づき乙が行う支援活動に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。ただし、甲の負担は、第3条第1項第1号及び第3号の場合に限る。

- (1) 支援チームの編成及び派遣
- (2) 支援活動に係る本部運営

(支援活動終了の時期)

第9条 支援活動は、原則として避難所等の規模が縮小し、避難者が仮住まいへ移行するまでの期間とし、支援活動の終了時期は、甲乙協議の上決定する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、乙協議の上定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

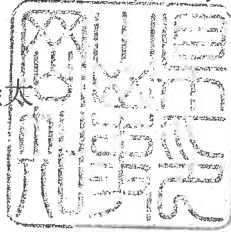
この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年2月10日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山県倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

岡山県大規模災害リハビリエーション支援関連団体協議会

会長 椿原 彰夫

